令和4年3月3日提出

今治市議会定例会(第2回)議案

今治市議会定例会(第2回)議案目次

議 案	件名	ページ
3	令和3年度 今治市一般会計補正予算(第11号)	別冊
4	令和3年度 今治市墓園事業特別会計補正予算(第1号)	"
5	令和3年度 今治市港湾事業特別会計補正予算(第2号)	II.
6	令和3年度 今治市小規模下水道特別会計補正予算(第2号)	IJ
7	令和3年度 今治市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	IJ
8	令和3年度 今治市介護保険特別会計補正予算(第2号)	IJ
9	今治市行政組織条例の一部を改正する条例制定について	1
10	今治市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例制定について	9
11	今治市公営企業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例制定につ	17
	いて	
12	一般財団法人愛媛県廃棄物処理センター東予事業所解体撤去工事の委託	27
	の変更について	
13	今治市過疎地域持続的発展計画の変更について	29

今治市行政組織条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和4年3月3日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「理由」

行政組織を改正しようとするもの。

_	2	_
	4	

今治市行政組織条例の一部を改正する条例

今治市行政組織条例(平成17年今治市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第1条第2号中「企画財政部」を「総合政策部」に改め、同条中第6号を削り、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) こども未来部

第1条第7号中「都市建設部」を「建設部」に改める。

第2条総務部の分掌事務第1号中「秘書及び」を削り、同分掌事務中第4号を削り、第5号を 第4号とし、第6号及び第7号を削り、第8号を第5号とし、同分掌事務に次の5号を加える。

- (6) 行政改革及び行政評価に関すること。
- (7) 財政に関すること。
- (8) 市議会に関すること。
- (9) 財産管理の総括に関すること。
- (10) 市税及び介護保険料の賦課徴収に関すること。

第2条企画財政部の分掌事務中「企画財政部」を「総合政策部」に改め、第2号から第6号までを削り、第7号を第2号とし、第8号を第3号とし、同号の次に次の5号を加える。

- (4) 秘書に関すること。
- (5) 情報化に関すること。
- (6) 防災対策及び危機管理に関すること。
- (7) 広報及び広聴に関すること。
- (8) 移住定住に関すること。

第2条企画財政部の分掌事務第9号中「企画財政」を「企画」に改める。

第2条健康福祉部の分掌事務中第3号を次のように改める。

(3) 国民健康保険及び各種年金に関すること。

第2条健康福祉部の分掌事務の次に次の分掌事務を加える。

こども未来部

(1) 子育て支援に関すること。

第2条市民環境部の分掌事務中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第10号までを 1号ずつ繰り上げる。

第2条産業部の分掌事務中第7号を次のように改める。

(7) 農林水産に関すること。

第2条産業部の分掌事務中第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

- (8) スポーツに関すること(学校における体育に関することを除く。)。
- (9) 文化に関すること(文化財の保護に関することを除く。)。

第2条農水港湾部の分掌事務を削り、同条都市建設部の分掌事務中「都市建設部」を「建設部」に改め、第11号を第15号とし、第10号の次に次の4号を加える。

- (11) 農業土木に関すること。
- (12) 港湾及び漁港の修築及び改良に関すること。
- (13) 港務に関すること。
- (14) 河川事業に関すること。
- 第2条上下水道部の分掌事務中第2号を削り、第3号を第2号とする。

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

今治市行政組織条例改正条項新旧対照表

新	旧
(部の設置)	(部の設置)
第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第	第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第
158条第1項の規定に基づき、市長の権限に	158条第1項の規定に基づき、市長の権限に
属する事務を分掌させるため、次の部を設け	属する事務を分掌させるため、次の部を設け
る。	る。
(1) 略	(1) 略
(2) 総合政策部	(2) <u>企画財政部</u>
(3) 略	(3) 略
(4) こども未来部	
<u>(5)</u> ~ <u>(6)</u> 略	<u>(4)</u> ~ <u>(5)</u> 略
	<u>(6)</u> 農水港湾部
(7) 建設部	(7) 都市建設部
(8) 略	(8) 略
(分掌事務)	(分掌事務)
第2条 前条に掲げる部の分掌事務は、おおむ	第2条 前条に掲げる部の分掌事務は、おおむ
ね次のとおりとする。	ね次のとおりとする。
総務部	総務部
(1)儀式に関すること。	(1) <u>秘書及び</u> 儀式に関すること。
(2) ~ (3) 略	(2) ~ (3) 略
	<u>(4)</u> 情報化に関すること。
<u>(4)</u> 略	<u>(5)</u> 略
	(6) 防災対策及び危機管理に関するこ
	<u>と。</u>
	<u>(7)</u> 広報及び広聴に関すること。
<u>(5)</u> 略	<u>(8)</u> 略

(6) 行政改革及び行政評価に関するこ	
<u>と。</u>	
(7) 財政に関すること。	
(8) 市議会に関すること。	
(9) 財産管理の総括に関すること。	
(10) 市税及び介護保険料の賦課徴収に	
関すること。	
総合政策部	企画財政部
(1) 市政の総合企画及び調査に関する	(1) 市政の総合企画及び調査に関する
こと。	こと。
	(2) 行政改革及び行政評価に関するこ
	<u>と。</u>
	(3) 財政に関すること。
	(4) 市議会に関すること。
	(5) 財産管理の総括に関すること。
	(6) 市税及び介護保険料の賦課徴収に
	関すること。
<u>(2)</u> ~ <u>(3)</u> 略	<u>(7)</u> ~ <u>(8)</u> 略
(4) 秘書に関すること。	
(5) 情報化に関すること。	
(6) 防災対策及び危機管理に関するこ	
<u>Ł.</u>	
(7) 広報及び広聴に関すること。	
(8) 移住定住に関すること。	
(9) 前各号に掲げるもののほか、 <u>企画</u>	(9) 前各号に掲げるもののほか、 <u>企画財</u>
に関すること。	<u>政</u> に関すること。
健康福祉部	健康福祉部
(1) ~ (2) 略	(1) ~ (2) 略
(3) 国民健康保険及び各種年金に関す	(3) 子育て支援に関すること。

<u>ること。</u>	
(4) 略	(4) 略
<u>こども未来部</u>	
(1) 子育て支援に関すること。	
市民環境部	市民環境部
(1) ~ (4) 略	(1) ~ (4) 略
	(5) 国民健康保険及び各種年金に関す
	<u>ること。</u>
<u>(5)</u> ~ <u>(9)</u> 略	<u>(6)</u> ~ <u>(10)</u> 略
産業部	産業部
(1) ~ (6) 略	(1) ~ (6) 略
<u>(7)</u> 農林水産に関すること。	<u>(7)</u> 移住定住に関すること。
(8) スポーツに関すること(学校におけ	
る体育に関することを除く。)。	
(9) 文化に関すること(文化財の保護に	
関することを除く。)。	
<u>(10)</u> 略	<u>(8)</u> 略
	農水港湾部
	<u>(1)</u> 農林水産に関すること。
	(2) 農業土木に関すること。
	(3) 港湾及び漁港の修築及び改良に関
	<u>すること。</u>
	<u>(4)</u> 港務に関すること。_
	<u>(5)</u> 前各号に掲げるもののほか、農水港
	湾に関すること。_
建設部	都市建設部
(1) ~ (10) 略	(1) ~ (10) 略
(11) 農業土木に関すること。	
(12) 港湾及び漁港の修築及び改良に関	

<u>すること。</u>	
<u>(13)</u> 港務に関すること。	
<u>(14)</u> 河川事業に関すること。	
<u>(15)</u> 略	<u>(11)</u> 略
上下水道部	上下水道部
(1) 略	(1) 略
	(2) 河川事業に関すること。
<u>(2)</u> 略	<u>(3)</u> 略

今治市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和4年3月3日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「理由」

市長が教育に関する事務を管理及び執行するため、職務権限の特例を設けようとするもの。

今治市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第23条第1項の規定に基づき、市長が管理し、及び執行する事務に関し必要な事項を 定めるものとする。

(特定社会教育機関)

- 第2条 法第23条第1項第1号の規定により特定社会教育機関として条例で定めるものは、次のとおりとする。
 - (1) 今治市大三島美術館
 - (2) 今治市伊東豊雄建築ミュージアム
 - (3) 今治市村上海賊ミュージアム
 - (4) 今治市吉海郷土文化センター
 - (5) 今治市営体育館
 - (6) 今治市営スポーツランド
 - (7) 今治市B&G海洋センター
 - (8) 今治市宮窪石文化運動公園
 - (9) 今治市営ゲートボール場
 - (10) 今治市立学校運動場夜間照明施設

(職務権限の特例)

- 第3条 市長は、次に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行することとする。
 - (1) 前条に規定する特定社会教育機関の設置、管理及び廃止に関すること。
 - (2) スポーツに関すること(学校における体育に関することを除く。)。
 - (3) 文化に関すること(文化財の保護に関することを除く。)。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後、市長が管理し、及び執行することとなる事務について、この条例の施行の際、現にその効力を有する教育委員会がした処分その他の行為は市長がしたものと、施行日前に教育委員会に対してなされた申請その他の行為は市長に対してなされたものとみなす。

- 3 この条例の施行の際、現に今治市村上海賊ミュージアム条例(平成17年今治市条例第93号) の規定による今治市村上海賊ミュージアム協議会の委員である者(以下この項において「旧委 員」という。)は、同条例第16条第2項の規定により、市長に任命されたものとみなし、その任 期は、旧委員の残任期間とする。
- 4 この条例の施行の際、現に今治市スポーツ推進審議会条例(平成17年今治市条例第110号)の 規定による今治市スポーツ推進審議会の委員である者(以下この項において「旧委員」という。) は、同条例第3条の規定により、市長に委嘱され、又は任命されたものとみなし、その任期は、 旧委員の残任期間とする。

(今治市大三島美術館条例の一部改正)

5 今治市大三島美術館条例(平成17年今治市条例第92号)の一部を次のように改正する。 第3条第1項中「今治市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「市長」に改め、同 条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第4条、第6条、第10条ただし書及び第13条中「教育委員会」を「市長」に改める。 (今治市伊東豊雄建築ミュージアム条例の一部改正)

6 今治市伊東豊雄建築ミュージアム条例(平成23年今治市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「今治市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「市長」に改め、 同条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第4条、第6条、第10条ただし書及び第13条中「教育委員会」を「市長」に改める。 (今治市村上海賊ミュージアム条例の一部改正)

7 今治市村上海賊ミュージアム条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「今治市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「市長」に改め、 同条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第5条及び第6条を「市長」に改める。

第8条各号列記以外の部分中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第1号中「教育委員会」 を削る。

第14条ただし書、第15条、第16条第2項及び第19条中「教育委員会」を「市長」に改める。 (今治市吉海郷土文化センター条例の一部改正)

8 今治市吉海郷土文化センター条例(平成17年今治市条例第98号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「今治市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「市長」に改め、同 条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。 第4条、第6条及び第13条中「教育委員会」を「市長」に改める。

(今治市スポーツ推進審議会条例の一部改正)

9 今治市スポーツ推進審議会条例の一部を次のように改正する。

第2条中「今治市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「市長」に改める。

第3条及び第5条中「教育委員会」を「市長」に改める。

(今治市営体育館条例の一部改正)

10 今治市営体育館条例(平成17年今治市条例第112号)の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「今治市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「市長」に改める。

第4条、第5条、第6条第1項及び第2項、第8条、第11条第3号、第12条第1項、第13条、 第14条第1項ただし書、第15条、第16条第2項、第17条の2、第17条の3第2号ただし書及び 第4号並びに第20条並びに附則第6項の表中「教育委員会」を「市長」に改める。

(今治市営スポーツランド条例の一部改正)

11 今治市営スポーツランド条例(平成17年今治市条例第113号)の一部を次のように改正する。 第4条第1項中「今治市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「市長」に改め、 同条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第5条、第6条、第8条第1項、第11条第3号、第13条第1項、第14条、第16条、第18条第 2項、第18条の2、第18条の3第2号ただし書及び第4号並びに第21条中「教育委員会」を「市 長」に改める。

附則第6項の表中

Γ

第4条第1項	今治市教育委員会(以下「教	指定管理者	
	育委員会」という。)		を
第4条第2項、第5条及び	教育委員会	指定管理者	~
第6条			
			١

Γ

第4条第1項及び第2項、 第5条並びに第6条	市長	指定管理者	に改め、

同表第8条、第13条及び第14条の項、第16条の項及び第18条第2項の項中「教育委員会」を「市長」に改める。

(今治市営運動場条例の一部改正)

12 今治市営運動場条例(平成17年今治市条例第114号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項ただし書並びに第17条の3第2号ただし書及び第4号中「教育委員会」を「市長」に改める。

(今治市B&G海洋センター条例の一部改正)

13 今治市B&G海洋センター条例(平成17年今治市条例第115号)の一部を次のように改正する。 第5条第1項中「今治市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「市長」に改め、 同条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第6条、第7条、第9条第1項、第12条第3号、第14条、第15条第2項、第17条第1項、第17条の2、第17条の3第2号ただし書及び第4号並びに第20条中「教育委員会」を「市長」に改める。

附則第5項の表中

Γ

第5条第1項	今治市教育委員会(以下「教	指定管理者	
	育委員会」という。)		
第5条第2項、第6条、第	教育委員会	指定管理者	を
7条、第9条、第14条、第			~
15条第2項及び第17条第			
1項			

Γ

第5条第1項及び第2項、	市長	指定管理者
第6条、第7条、第9条、		
第14条、第15条第2項並び		
に第17条第1項		

に改める。

(今治市宮窪石文化運動公園条例の一部改正)

14 今治市宮窪石文化運動公園条例(平成17年今治市条例第116号)の一部を次のように改正する。 第4条第1項中「今治市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「市長」に改め、 同条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第5条、第6条、第8条第1項、第11条第3号、第12条、第15条第1項及び第18条中「教育委員会」を「市長」に改める。

(今治市営ゲートボール場条例の一部改正)

15 今治市営ゲートボール場条例(平成17年今治市条例第117号)の一部を次のように改正する。 第3条第1項中「今治市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「市長」に改め、 同条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第4条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第6条各号列記以外の部分中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第1号中「教育委員会」 を削る。

第7条ただし書、第9条第2項、第9条の3第2号ただし書及び第4号並びに第11条中「教育委員会」を「市長」に改める。

附則第5項の表中

Γ

第3条第1項	今治市教育委員会(以下「教	指定管理者	
	育委員会」という。)		ı.
第3条第2項、第4条及	教育委員会	指定管理者	を
び第6条			

Γ

第3条第1項及び第2	市長	指定管理者	1.3
項、第4条並びに第6条			10

に改め、

同表第7条の項及び第9条の項中「教育委員会」を「市長」に改める。

(今治市立学校運動場夜間照明施設条例の一部改正)

16 今治市立学校運動場夜間照明施設条例 (平成17年今治市条例第118号) の一部を次のように改正する。

第3条中「今治市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「市長」に改める。

第4条から第6条まで、第8条第1項、第11条第3号、第13条第2項、第13条の2、第13条の3第2号ただし書及び第4号並びに第16条中「教育委員会」を「市長」に改める。

附則第6項の表中

Γ

第3条	今治市教育委員会(以下	指定管理者	
	「教育委員会」という。)		<i>+</i> .
第4条、第5条、第6条、	教育委員会	指定管理者	を
第8条及び第13条			

第3条、第4条、第5条、 市長 第6条、第8条及び第13 条 指定管理者 に改める。

- 16 -

今治市公営企業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和4年3月3日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「理由」

- 1 管理者の権限に属する事務を処理する組織の名称を変更しようとするもの。
- 2 愛媛県営今治地区工業用水道事業の譲受に伴い、所要の改正をしようとするもの。

_	18	_
---	----	---

今治市公営企業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

(今治市公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 今治市公営企業の設置等に関する条例(平成17年今治市条例第261号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「水道部」を「上下水道部」に改める。

別表第1第3号を次のように改める。

(3) 工業用水道事業

事業名称	給水区域	給水能力
		(1日当たり)
今治工業用水道事業	南大門町四丁目、東門町二丁目、旭	55,800 立方メートル
	町五丁目、南宝来町二丁目、南日吉	
	町一丁目、蒼社町二丁目、衣干町四	
	丁目、祇園町三丁目、八町西四丁目、	
	国分一丁目、上徳、富田新港一丁目	
	及び菊間町種の一部	
菊間工業用水道事業	菊間町浜及び菊間町種の一部	2,200 立方メートル

(今治市工業用水道事業給水条例の一部改正)

第2条 今治市工業用水道事業給水条例(平成17年今治市条例第264号)の一部を次のように改正 する。

第2条第2号中「第5条」を「第6条」に改める。

第27条を第28条とし、第26条を第27条とする。

第25条第1号中「第7条」を「第8条」に改め、同条第2号中「第17条」を「第18条」に改め、同条を第26条とする。

第24条を第25条とする。

第23条第1号中「第13条」を「第14条」に改め、同条を第24条とする。

第5章中第22条を第23条とし、第21条を第22条とし、第20条を第21条とする。

第19条に見出しとして「(料金)」を付し、同条第1項の表を次のように改める。

(1) 今治工業用水道事業

	区分		単位	金額	備考
4	第1種	基本料金	1立方メートル当たり	11円93銭5厘	基本使用水量について適用する。

	超過料金	1立方メートル当たり	23円87銭 超過使用水量について適用する。
第2種	基本料金	1立方メートル当たり	13円9銭基本使用水量について適用する。
	超過料金	1立方メートル当たり	26円18銭 超過使用水量について適用する。

第1種は、今治市公営企業の設置等に関する条例(平成17年今治市条例第261号)別表第1 第3号の表に規定する給水区域のうち、菊間町種の一部以外の地域の需要者に適用し、第2 種は、菊間町種の一部の地域の需要者に適用する。

(2) 菊間工業用水道事業

区分		単位	金額	備考
菊間川	基本料金	1立方メートル当たり	12円11銭	基本使用水量について適用する。
水系分	超過料金	1立方メートル当たり	24円22銭	超過使用水量について適用する。
歌仙ダム	基本料金	1立方メートル当たり	55円	基本使用水量について適用する。
水系分	超過料金	1立方メートル当たり	66円	超過使用水量について適用する。

第19条を第20条とする。

第4章中第18条を第19条とし、第13条から第17条までを1条ずつ繰り下げる。

第12条第1項中「第7条、第8条及び第10条」を「第8条、第9条及び第11条」に改め、第 3章中同条を第13条とする。

第11条を第12条とし、第7条から第10条までを1条ずつ繰り下げる。

第6条中「第4条」を「第5条」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、基本使用水量の減量は、市長が特に必要があると認める場合を除き、これを認めないものとする。

第2章中第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条を第5条とする。

第1章中第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(給水区域)

第3条 工業用水道の給水区域は、別に条例で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに改正前の愛媛県県営工業用水道供給規程(昭和46年愛媛県 公営企業管理規程第14号)によりなされた処分、手続その他の行為は、第2条の規定による改 正後の今治市工業用水道事業給水条例の相当規定によりなされたものとみなす。

「参考」

第1条による今治市公営企業の設置等に関する条例改正条項新旧対照表

	新			旧		
(組織)			(組織)			
第4条 略			第4条 略	第4条 略		
2 法第14条の	規定に基づき、	管理者の権限に	2 法第14条の	規定に基づき、	. 管理者の権限に	
属する事務を	・処理させるため	め、 <u>上下水道部</u> を	属する事務を	・処理させるたと	め、 <u>水道部</u> を	
置く。			置く。			
別表第1(第3	条関係)		別表第1(第3	条関係)		
(1) ~ (2) 略		(1) ~ (2) 略		
(3) 工業用	水道事業		(3) 工業用]水道事業		
事業名称	給水区域	給水能力	事業名称	給水区域	給水能力	
		<u>(1日当た</u>			<u>(1日当た</u>	
		<u>り)</u>			<u>り)</u>	
今治工業用水	南大門町四	55,800立方メ	今治市工業用	菊間町浜及	2,200 立方メ	
道事業	丁目、東門町	<u>ートル</u>	水道事業	び菊間町種	<u>ートル</u>	
	二丁目、旭町					
	五丁目、南宝					
	来町二丁目、					
	南日吉町一					
	丁目、蒼社町					
	二丁目、衣干					
	町四丁目、祗					
	園町三丁目、					
	八町西四丁					
	<u>目、国分一丁</u>					
	<u>目、上徳、富</u>					
	田新港一丁					
	目及び菊間					
	町種の一部					

<u>菊間工業用水</u>	菊間町浜及	2,200 立方メ	
道事業	び菊間町種	<u>ートル</u>	
	の一部		

第2条による今治市工業用水道事業給水条例改正条項新旧対照表

新	III
(定義)	(定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる	第2条 この条例において、次の各号に掲げる
用語の意義は、当該各号に定めるところによ	用語の意義は、当該各号に定めるところによ
る。	る。
(1) 略	(1) 略
(2) 基本使用水量 第6条の規定により	(2) 基本使用水量 第5条の規定により
通知した使用水量をいう。	通知した使用水量をいう。
(3) ~ (5) 略	(3) ~ (5) 略
(給水区域)	
第3条 工業用水道の給水区域は、別に条例で	
<u>定める。</u>	
<u>第4条</u> ~ <u>第6条</u> 略	<u>第3条</u> ~ <u>第5条</u> 略
(基本使用水量の変更の申込み)	(基本使用水量の変更の申込み)
第7条 第5条の規定は、前条の規定により通	第6条 第4条の規定は、前条の規定により通
知を受けた者(以下「需要者」という。)が	知を受けた者(以下「需要者」という。) が
基本使用水量を変更しようとする場合に準	基本使用水量を変更しようとする場合に準
用する。ただし、基本使用水量の減量は、市	用する。
長が特に必要があると認める場合を除き、こ	
れを認めないものとする。	
<u>第8条</u> ~ <u>第12条</u> 略	<u>第7条</u> ~ <u>第11条</u> 略
(費用の算出方法)	(費用の算出方法)
<u>第13条</u> <u>第8条、第9条及び第11条</u> の費用の額	<u>第12条</u> <u>第7条、第8条及び第10条</u> の費用の額
は、次の合計額とする。	は、次の合計額とする。
(1) ~ (8) 略	(1) ~ (8) 略
2 略	2 略
第14条~第18条 略	 第13条~第17条 略

(水量メーターの検査)

第19条 略

(料金)

第20条 料金は、基本料金及び超過料金とし、 第19条 料金は、基本料金及び超過料金とし、 それぞれ次のとおりとする。

(1) 今治工業用水道事業

<u> </u>	三分	<u>単位</u>	<u>金額</u>	<u>備考</u>
<u>第</u>	<u>基</u>	1立方メ	11 円 93	基本使用水量
1	<u>本</u>	ートル当	銭5厘	<u>について適用</u>
<u>種</u>	<u>料</u>	<u>たり</u>		<u>する。</u>
	<u>金</u>			
	超	1 立方メ	23 円 87	超過使用水量
	<u>過</u>	ートル当	<u>銭</u>	<u>について適用</u>
	<u>料</u>	<u>たり</u>		<u>する。</u>
	<u>金</u>			
<u>第</u>	<u>基</u>	1立方メ	13 円 9	基本使用水量
2	<u>本</u>	<u>ートル当</u>	<u>銭</u>	<u>について適用</u>
<u>種</u>	<u>料</u>	<u>たり</u>		<u>する。</u>
	<u>金</u>			
	超	1 立方メ	26 円 18	超過使用水量
	<u>過</u>	<u>ートル当</u>	<u>銭</u>	<u>について適用</u>
	<u>料</u>	<u>たり</u>		<u>する。</u>
	<u>金</u>			

第1種は、今治市公営企業の設置等に関す る条例(平成17年今治市条例第261号)別表 第1第3号の表に規定する給水区域のうち、 菊間町種の一部以外の地域の需要者に適用 し、第2種は、菊間町種の一部の地域の需要 者に適用する。

(水量メーターの検査)

第18条 略

それぞれ次のとおりとする。

(2) 菊間工業用水道事業

区	<u>分</u>	単位	<u>金額</u>	備考
菊間	<u>基本</u>	1立方	12円11銭	基本使用水量
<u> </u>	<u>料金</u>	メート		<u>について適用</u>
水系		<u>ル当た</u>		<u>する。</u>
<u>分</u>		<u>n</u>		
	超過	1立方	24円22銭	超過使用水量
	料金	メート		<u>について適用</u>
		<u>ル当た</u>		<u>する。</u>
		<u></u> 9		
歌仙	基本	1立方	55円	基本使用水量
ダム	料金	メート		<u>について適用</u>
水系		<u>ル当た</u>		<u>する。</u>
<u>分</u>		<u></u> 9		
	超過	1 立方	66円	超過使用水量
	料金	メート		について適用
		<u>ル当た</u>		<u>する。</u>
		<u></u> 9		

略

第21条~第23条 略

(料金の減免)

- 第24条 市長は、次の各号のいずれかに該当す 第23条 市長は、次の各号のいずれかに該当す るときは、料金を減額し、又は免除すること ができる。
 - (1) 第14条第1項の規定により、給水を制 限し、又は停止したとき。
 - (2) 略

第25条 略

(過料)

<u>第26条</u> 市長は、次の各号の一に該当する者に | <u>第25条</u> 市長は、次の各号の一に該当する者に 対し、5万円以下の過料を科する。

<u> </u>	<u>分</u>	<u>単位</u>	<u>金額</u>	<u>備考</u>
(-	<u>基本</u>	1立方	12円11銭	基本使用水量
種)	<u>料金</u>	メート		について適用
菊間		<u>ル当た</u>		<u>する。</u>
<u> </u>		<u>b</u>		
<u>水系</u>	超過	1立方	24円22銭	超過使用水量
<u>分</u>	<u>料金</u>	メート		について適用
		<u>ル当た</u>		する。
		<u>n</u>		
(<u>基本</u>	1立方	55円	基本使用水量
種)	<u>料金</u>	メート		<u>について適用</u>
歌仙		<u>ル当た</u>		<u>する。</u>
ダム		<u>n</u>		
<u>水系</u>	超過	1立方	66円	超過使用水量
<u>分</u>	<u>料金</u>	メート		について適用
		<u>ル当た</u>		<u>する。</u>
		<u>n</u>		

2 略

第20条~第22条 略

(料金の減免)

- るときは、料金を減額し、又は免除すること ができる。
 - (1) 第13条第1項の規定により、給水を制 限し、又は停止したとき。
 - (2) 略

第24条 略

(過料)

対し、5万円以下の過料を科する。

- (1) <u>第8条</u>の承認を受けないで、給水施設 の新設、増設、改造又は撤去をした者
- (2) 正当な理由なくして、<u>第18条</u>第1項の 水量メーター点検を防げた者

第27条~第28条 略

- (1) <u>第7条</u>の承認を受けないで、給水施設 の新設、増設、改造又は撤去をした者
- (2) 正当な理由なくして、<u>第17条</u>第1項の 水量メーター点検を防げた者

第26条~第27条 略

一般財団法人愛媛県廃棄物処理センター東予 事業所解体撤去工事の委託の変更について

一般財団法人愛媛県廃棄物処理センター東予事業所解体撤去工事委託を、次のとおり変更する。

令和4年3月3日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

記

1 変更しようとする委託 一般財団法人愛媛県廃棄物処理センター東予事業所解体撤去工 事委託

(令和2年6月24日議決 議会第3回議案第76号)

2 委託金額、委託の相手方及び完成期限

区 分	委託金額	委託の相手方	完成期限
一般財団法人 愛媛県廃棄物 処理センター 東予事業所解 体撤去工事	(変更前) 円 419,580,000 (変更後) 円 280,227,000	松山市一番町四丁目4番地2 一般財団法人愛媛県廃棄物処理センター 理事長 服 部 正	令和4年3月31日

3 仮契約締結年月日 令和3年12月27日

「参考」

委託金額変更の理由

解体撤去工事の事業費が確定したため、委託金額の減額をしようとするもの。

今治市過疎地域持続的発展計画の変更について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第8条第10項の規定により、今治市過疎地域持続的発展計画を変更することについて議会の議決を求める。

令和4年3月3日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「参照」

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(抜すい)

(過疎地域持続的発展市町村計画)

- 第8条 過疎地域の市町村は、持続的発展方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域持続的発展市町村計画(以下単に「市町村計画」という。)を定めることができる。
- 10 第1項及び前3項の規定は、市町村計画の変更について準用する。

今治市過疎地域持続的発展計画の変更について

今治市過疎地域持続的発展計画の一部を次のように改正する。

1 第9. 教育の振興 2. 事業計画(令和3年度~7年度)の表中8 教育の振興の部(3) 集会施設、体育施設等 体育施設の項の前に次のように加える。

Γ

(1) 学校教育関連施	関前出雲教職員住宅改修工事	今治市	
設	(関前)		
教職員住宅	給水設備改修工事(8戸)		

2 第9. 教育の振興 3. 今治市公共施設等総合管理計画との整合 ●施設類型の基本的な方針の表中 集会施設の項の前に次のように加える。

[

その他	関前出雲教職員住宅	教育総務課	1979	RC	476. 28	継続(延命化)
-----	-----------	-------	------	----	---------	---------

今治市過疎地域持続的発展計画 (変更) 概要

更 変 後 更 前 第9. 教育の振興 第9. 教育の振興 2. 事業計画(令和3年度~7年度) 2. 事業計画(令和3年度~7年度) 持続 持続 的発 的発 事業名 事業 備 事業名 事業 備 展 事業内容 展 事業内容 主体 考 (施設名) 考 (施設名) 主体 施策 施策 区分 区分 (1)学校教 8 関前出雲教職 <u>今 治</u> 8 教育 教育 育関連施設 員住宅改修工 市 <u>事</u> の振 教職員住 の振 興 宅 賏 (関前) 給水設備改 修工事(8戸) 今 治 今 治 菊間コミュニ 菊間コミュニ (3)集会 (3)集会 ティホールト 市 ティホールト 市 施設、体育 施設、体育 イレ設置工事 イレ設置工事 施設等 施設等 体育施設 体育施設 3. 今治市公共施設等総合管理計画との整合 3. 今治市公共施設等総合管理計画との整合 ●施設類型の基本的な方針 ●施設類型の基本的な方針 長期 長期 延床 的な 延床 的な 中分 施設 所管 建築 主体 中分 施設 所管 建築 主体 面積 面積 検討 検討 年度 構造 年度 構造 類 名称 課 類 名称 課 (m^2) の方 (m^2) の方 向性 向性 関前 継続 出雲 <u>教育</u> その (延 476. <u>教職</u> 員住 宅 総務 1979 RC 他 28 命 化) 今治 今治 継続 継続 社会 社会 集会 市菊 (現 集会 市菊 (現 2729 2729 教育 1981 RC 教育 1981 RC 施設 間公 . 35 状維 施設 間公 . 35 状維 課 課 民館 持) 民館 持)